

後期高齢者医療制度 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。保険料額と納付方法は、7月中旬に町から送付する保険料納入通知書等をご確認ください。なお、令和5年度の保険料の計算は、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）の所得を用います。

令和5年度年間保険料額（上限額）66万円 = 均等割額 44,589円 + 所得割額（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等）× 8.99%

※総所得金額等とは

- ▶各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが、退職所得は含まれません。
- ▶遺族年金や障害年金は収入に含まれません。
- ▶各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は、適用されません。

マイナンバーカードの被保険者証（健康保険証）  
利用申込のススメ

マイナンバーカードを被保険者証（健康保険証）として利用できます。利用にはマイナポータルで申し込みが必要です。詳しくは、ホームページでご確認ください。



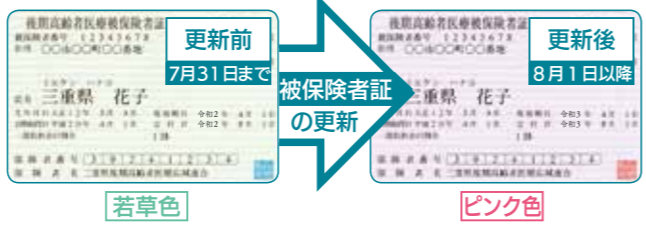
健康保険証 マイナポータル

- 1** ADVANTAGE 正確なデータに基づく診療・薬の処方を受けられます。
- 2** ADVANTAGE 窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。
- 3** ADVANTAGE 受診状況や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新

令和5年 7月中旬 送付

新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で送付します。7月31日までは現在お持ちの被保険者証（若草色）、8月1日からは新しい被保険者証（ピンク色）をご使用ください。若草色の被保険者証は、8月1日以降に役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却するか、個人情報の取り扱いに注意して破棄してください。



後期高齢者医療制度 保険料均等割額の軽減

基準日<sup>※1</sup>における前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）が減額される措置があります。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の金額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数 <sup>※2</sup> -1） <sup>※3</sup> 以下	7割	13,376円
43万円+29万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数 <sup>※2</sup> -1） <sup>※3</sup> 以下	5割	22,294円
43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数 <sup>※2</sup> -1） <sup>※3</sup> 以下	2割	35,671円

- ※1 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で判定（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）
- ※2 年金・給与所得者とは以下の1~3のいずれかに該当する方
  - 1 給与収入が55万円超
  - 2 65歳未満（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が60万円超
  - 3 65歳以上（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が125万円超
- ※3（）内は世帯の年金給与所得者数が2人以上の場合のみ適用
- ※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ等）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間5割軽減され、所得割は課されません。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7割軽減）が優先されます。
- ※65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

国民健康保険税 保険税軽減判定基準額の見直し

国民健康保険税には、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）と平等割（1世帯当たり課税）が減額される措置があります。今回の改正では、5割軽減および2割軽減の軽減基準を見直し、軽減適用範囲を拡大しました。

	改正後 軽減判定基準額
7割軽減基準額	43万円 + 10万円×（年金・給与所得者数 <sup>※1</sup> -1） <sup>※2</sup>
5割軽減基準額	43万円 + 29万円×被保険者数 <sup>※3</sup> + 10万円×（年金・給与所得者 <sup>※1</sup> の数-1） <sup>※2</sup> 28.5万円から29万円に引き上げ
2割軽減基準額	43万円 + 53.5万円×被保険者数 <sup>※3</sup> + 10万円×（年金・給与所得者 <sup>※1</sup> の数-1） <sup>※2</sup> 52万円から53.5万円に引き上げ

- ※1 給与収入が55万円を超える者、または公的年金等の収入額が65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者
- ※2（）内は、世帯の年金給与所得者数が2人以上の場合のみ適用
- ※3 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

国民健康保険税 課税限度額の引き上げ

課税限度額 ▶ 納税義務者1世帯に課税される年間税額の上限額

国民健康保険税には、課税限度額として年間税額の上限額が定められていますが、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げを行いました。

	課税限度額	算定の対象
医療給付費分	65万円	全ての被保険者
後期高齢者支援金分	22万円 20万円から22万円に引き上げ	全ての被保険者
介護納付金分	17万円	40歳～64歳の被保険者

国民健康保険税

後期高齢者医療制度

令和5年度 改正点をお知らせ

国民健康保険税の軽減判定基準額や課税限度額の改正などについてお知らせします。また、被保険者証の更新などについてもお伝えします。

保険税の算定に関する問い合わせ  
▶ 税務課 町民税係  
TEL 391-1117 FAX 391-1191

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ  
▶ 住民課 保険年金係  
TEL 391-1121 FAX 394-3423

国民健康保険税 住民税の申告が必要

国民健康保険税の軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者がいる世帯は軽減の判定が行えません。所得がない（所得額が0円）場合でも、世帯主および被保険者全員の申告が毎年必要となります。ただし、4月1日時点で18歳未満の方や家族の扶養親族となっている方の申告は不要です。